

第14回
海の再生及び環境対策特別委員会
説明資料

(3) 報告

① 第七次熊本県環境基本計画(素案)について

令和7年12月11日

第七次熊本県環境基本計画（素案）について

第1編 計画の基本的事項	
○ 根拠法令：熊本県環境基本条例第6条 ○ 計画期間：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）（第四次熊本県環境基本指針（R3～12）に基づく後期計画）	
第2編 環境を取り巻く状況	第3編 重点テーマ【新規設定】
(1) 国内外の主な動き (2) 前計画の成果と今後の課題	テーマ名：くまもとの豊かな地下水を未来へ守り、育て、生かす ～地下水に支えられた経済発展と地下水保全の両立～ 地下水の「量」と「質」の保全を両輪とした取組みについて整理します。
第4編 分野別計画 ★前計画の成果と課題 ■前計画からの変更点	
第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進	第4章 安全で快適な生活環境の確保
★ 県内の温室効果ガス排出量は令和4年度で24.5%削減。家庭部門、産業部門、業務部門では取組みが進んでいるものの、運輸部門での温室効果ガス排出量が増加しているため、対策の強化が必要。 県庁の事務事業における温室効果ガス排出量は令和5年度で29.6%削減。令和12年度60%の目標達成には取組強化が必要。 ■ 現行計画からの目標（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）は継続。運輸部門の施策を強化。国の計画と協調しつつ更なる取組みの推進を図る。県の事務事業における温室効果ガス排出削減を進めるため、具体的な取組みや取組みごとの目標を拡充。 (1) 地球温暖化対策の推進【区域施策編】【拡充】 ①地球温暖化対策の現状 ②2050年ゼロカーボンに向けたロードマップと目標等 ③温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組み（家庭部門、産業部門及び業務部門、運輸部門、廃棄物部門） ④温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取組み (2) 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進【事務事業編】【拡充】 ・個別の取組みの目標を項目化して内容を拡充 ①これまでの取組み ②対象となる事務・事業 ③県の事務・事業における温室効果ガスの排出状況 ④温室効果ガスの排出量削減目標 ⑤目標達成に向けた取組み（太陽光発電設備の最大限の導入、LED照明の導入、公用車の電動化、県有施設の建築物の省エネ・ZEB化、再エネ電力調達の推進、その他（庁内DXの推進（ペーパーレス化）等）	★ 本県の貴重な資源である地下水を次世代に引き継ぐための適正利用・水質保全の取組み、大気、土壌、騒音等の環境基準の達成に向けて取り組んできた。近年の半導体関連企業が受ける影響への対策強化が必要。 ■ 半導体関連企業の進出による地下水に関する環境問題への取組み内容を拡充。 (1) 水環境に係る対策の推進【拡充】 ・健全な水循環の確保(地下水の影響シミュレーション、阿蘇地域の涵養の取組み等) ・水質の保全策の強化（硝酸性窒素対策、PFOS・PFOAの水質調査、環境モニタリング実施等） (2) 大気環境に係る対策の推進 (3) オゾン層の保護対策の推進 (4) 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進 (5) 土壌汚染対策の推進 (6) 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理 (7) 水銀フリー社会の実現に向けた取組み (8) 緑と水のある生活空間の保全・創造 (9) 良好な景観及び文化財の保全・創造
第2章 サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現	第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進
★ 循環型社会の形成に向けて廃棄物の排出抑制や3Rの促進等を進めてきたが、これからは従来の延長線上の取組みではなく、効率的・循環的に資源を有効活用する新たな経済システムである「サーキュラーエコノミー」への移行に向けた施策への転換が必要。 ■ サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進に向けた基盤づくりについて新規に記載。 (1) サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進【新規】 ・各種段階におけるサーキュラーエコノミーへの移行に向けた方向性を記載 (2) 適切な廃棄物の処理等の推進	★ 気候変動の影響へ適応するための7分野の取組み、大規模災害への備え及び球磨川流域における「緑の流域治水」の推進に取り組んできたが、気候変動のリスクは高くなると予測されており、引き続き継続した取組みが必要。 (1) 気候変動の影響への適応策の推進 (2) 大規模災害への備え (3) 球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進
第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現	第6章 環境立県くまもと型未来教育
★ 自然環境の保全の推進、野生生物の保護・管理及び生物多様性の保全に係る取組みを進めてきた。令和5年3月策定の「生物多様性くまもと戦略2030」の内容を踏まえて継続的に取り組む。 (1) 森林、草原、水辺等の自然環境の保全 (2) 生物多様性の保全に係る対策の推進	★ あらゆる世代を対象に環境教育・環境学習を推進するため、地域との連携や学習内容の充実、取組状況の情報発信などに取り組んできたが、積極的な環境保全行動を促進するためには、継続した取組みが必要。 (1) 未来を支える人づくり (2) 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり
第4章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現	第7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり
★ 自然環境の保全の推進、野生生物の保護・管理及び生物多様性の保全に係る取組みを進めてきた。令和5年3月策定の「生物多様性くまもと戦略2030」の内容を踏まえて継続的に取り組む。 (1) 森林、草原、水辺等の自然環境の保全 (2) 生物多様性の保全に係る対策の推進	★ 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくりを進めてきてたが、本県の豊かな自然環境を活かした各種取組みは見られるものの、行政だけでなく事業者や県民が自律的に地域の課題解決に取り組むことができる仕組みづくりが必要。 ■ 持続可能な社会の実現に向けた「地域循環共生圏」の構築に向けた仕組みづくりや関連する施策を整理。 (1) 「地域循環共生圏」の構築の推進【新規】 (2) 環境アセスメントの推進 (3) 試験研究機関における取組み (4) 研究情報等のネットワーク化 (5) 国際協力の推進

環境立県くまもとの実現

循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会（第四次熊本県環境基本指針における目指すべき姿）